霧島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 改正について

霧島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

平成31年2月18日提出霧島市長中重真一

霧島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例

霧島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年霧島市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項第5号中「卒業した者」の次に「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

附則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(提案理由)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)が 改正され、放課後児童支援員の資格要件が改められることに伴い、本条例の所要の改正をし ようとするものである。